

## 神奈川県新規就農者育成総合対策事業実施要綱（交付要件抜粋）

### 経営開始資金（経営開始支援事業）

#### 1 交付要件

次の(1)から(16)の全て又は(17)の要件を満たすこと。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。
  - ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第 1 項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号。）附則第 5 条に基づく公告があったもの、令和 4 年改正法附則第 9 条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）第 4 条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。
  - イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
  - ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
  - エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
  - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、基盤強化法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第 3 項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- (4) 青年等就農計画に経営開始資金申請追加資料を添付したものが次に掲げる要件に適合していること。
  - ア 農業経営を開始して 5 年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
  - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と

同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。交付主体は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長が認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人（原則として、世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。

- (6) 地域計画（基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第 3 項の地図をいう。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- (7) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- (8) 雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱の別記 2 農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記 2 雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (9) 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記 1 経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記 2 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプによる助成金、又は経営継承・発展等支援事業実施要綱の別記 1 経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (10) 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記 1 経営発展支援事業のうち通常枠、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記 6 初期投資促進事業又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記 2 世代交代・初期投資促進事業のうち初期投資促進タイプについて補助対象事業費の上限額である 1,000 万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で 1,500 万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (11) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。
- (12) 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下（被災による経営開始資金の交付休止期間中の所得を除く）であること。
- (13) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (14) 令和 5 年 4 月以降に農業経営を開始した者であること。
- (15) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。
- (16) 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラムの中級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。